

# 紛争仲介委員会運営細則

(平成3年3月12日実施)

## 紛争仲介委員会運営細則

### (目的)

第1条 この細則は、紛争処理規程(以下「規程」という。)第2条の規定に基づき、紛争仲介委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定め、委員会の円滑な運営に資することを目的とする。

### (委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

4 副委員長は、学識経験者の委員のうちから選任する。

### (委員の補充)

第3条 委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、理事長は、理事会の議を経てこれを補充する。  
この場合、その任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員の任期満了時の措置)

第4条 委員が任期満了した場合において新たに選任された委員が就任するまでは、任期満了した委員が、なおその職務を継続する。

### (秘密保持)

第5条 委員及び委員であった者は、その職務に関し知得した秘密を他に漏らし、又はせつ用してはならない。

### (臨機の措置)

第6条 仲介の申出があった紛争に、他の商品取引所の商品市場における取引が含まれる場合において、当該取引が紛争の主たる原因でないものは、申出人及び関係商品取引所の同意を得て、当該紛争の仲介を行うことができる。

### (委員会の招集)

第7条 委員会の招集は、理事長が行う。

### (議決方法等)

第8条 委員会議事は、委員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (書面による議決)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、書面による議事の議決を求めることができる。

### (議事録)

第10条 委員会の議事については、議事録を作成し、これに議長及び出席委員1名が記名押印の上審議に要した関係書類と共にこれを事務局に保存させるものとする。

2 委員会の議事録は、委員長が特に必要と認める場合のほかこれを公開しない。

(和解契約書の様式)

第11条 規程第15条に定める和解契約書の様式は、別紙の通りとする。

(その他の措置)

第12条 委員会は、この細則に定めるもののほか、必要と認める事項については、その都度協議する。

附則

この細則は、委員会が定めた日(平成3年3月12日)から実施する。

別紙

## 和解契約書

申出人 (以下「甲」という。)と商品取引員  
株式会社(以下「乙」という。)との両者間に存する取引に関する紛争の解決につき、  
商品取引所(以下「取引所」という。)の仲介により、甲乙当事者合意が成立した  
ので、下記条項による和解契約を締結する。本契約書は甲・乙それぞれ正本各1通を  
保存し、甲はその写1通を取引所に提出する。

### 記

平成 年 月 日

甲 住 所

氏名又は商号

乙 住 所

商号及び代表者名